

令和8年4月1日より

## 就業機会の提供に関する契約関係を見直します

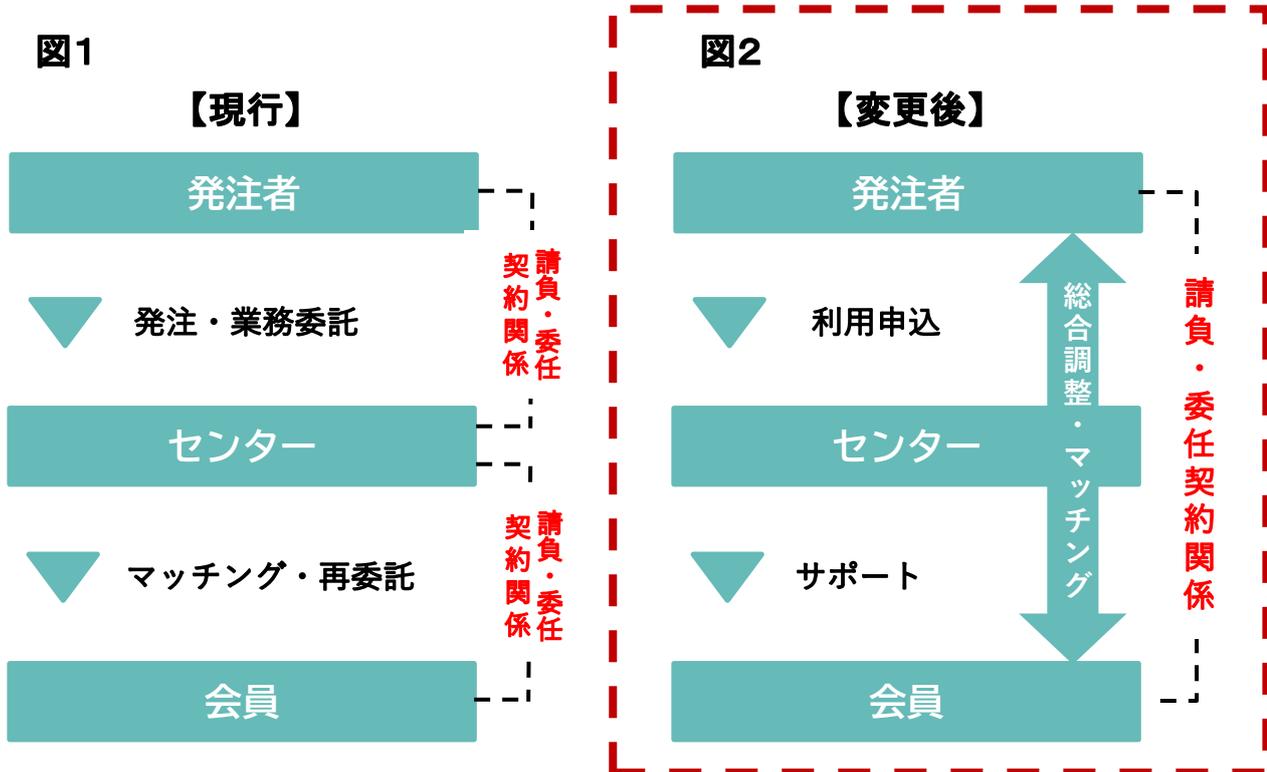
令和6年11月1日に、いわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が施行されました。

シルバー人材センターで就業する会員の皆さま（派遣を除く）も「フリーランス」に該当することから安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。このため、また、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

こうした状況を踏まえ、甲府市シルバー人材センターでは、令和8年4月1日より新たな契約方法へ移行します。

会員の皆さまにおかれましては、新たな契約方法へのご理解をお願いします。

### ■見直しのイメージ



### ※新たな契約方法とは？

新たな契約方法では、まず発注者（お客様）がセンターに「利用申込」をします。その上でセンターは、業務に係る就業条件を会員に明示し、その内容に会員の皆さまが同意（書面上での手続きはありません）した場合、発注者（お客様）・会員の皆さま・センターの三者による包括的な契約関係が成立したことになります。

※従来の契約方法では、発注者（お客様）から業務の依頼を受け、センターと発注者（お客様）との間で委託契約を締結したうえで、会員の皆さまにその業務を再委託していました。

## 契約方法の見直しによる現行との変更点

### 1 会員とセンターの関係

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わることはありません。センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。

会員の皆さまには、今までどおり安心して仕事に就いていただき、就業に関して何かお困りのこと等があれば、遠慮なくセンターにご相談ください。

### 2 業務仕様書への同意

発注者とセンターの間で契約を締結することには変わりはありませんが、今後は原則として、就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬の額などをお示し（口頭説明を含む）します。その上で、当該業務を受けるかどうか判断いただき、同意いただくこととなります。同意いただくことで発注者との間に契約関係が成立することとなります。

なお、発注者が事業者の場合は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法により明示することとなります。

### 3 デジタル化による対応について

会員の皆さまへの「会員業務仕様書」の明示について、来所による手渡しや郵送等では、時間や事務負担がかかり非効率となります。

そのため、センターでは、「会員業務仕様書」の内容をスマートフォン等で会員が自ら確認できるようなデジタル明示の仕組みを進めています。すでにスマートフォンに慣れ親しんでいる会員の皆さまにおかれましては、出来るだけデジタル明示を可能とするシステム登録をお願いします。（詳しくはセンター職員にお尋ねください）

### 4 報酬の扱いについて

配分金については、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として65万円まで認められることについても現行と変わりません。